

『&LIFE新総合収入保障』 『&LIFE新収入保障』 三井住友海上あいおい生命

金融商品の
取扱説明書
トリセツ

— 第47回 —

三井住友海上あいおい生命では4月2日から、『&LIFE新総合収入保障』『&LIFE新収入保障』を発売した(本商品の約款名称は、『新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)無配当』)。旧商品との違いや新商品の特徴、活用のポイントなどについてファイナンシャル・プランナーの竹下さくらさんに質問していただいた。

三井住友海上
あいおい生命
(左) 坂島利弥
商品部次長 兼
商品販売支援グループ長
(右) 清水雄司
商品部 商品開発グループ 課長



竹下さくら
Interviewer

たけしたさくら/なごみFP事務所・CFP®
主に個人のコンサルティングを行うかたわら、講演、執筆等も手掛ける。『保険に入ろうかな』と思ったときにまず読む本(日本経済新聞出版社)など著書多数。

就労不能障害状態で 年金を支払うⅢ型を新設

竹下 「&LIFE新総合収入保障・新収入保障」とはズバリどんな商品なのか、お聞かせください。

清水 「&LIFE新総合収入保障・新収入保障(以下、新商品)」は、死亡や高度障害といった万一のときはもちろん、障害や要介護状態で働けなくなったときにも、ご自身やご家族の生活を支える年金を、保険期間満了まで毎月受け取ることができ保険です。お客さまのニーズに合わせて、Ⅰ～Ⅲ型の中から、保険契約の型をお選びいただくことができます(図表1)。

竹下 旧商品である、死亡・高度障害を保障する「&LIFE収入保障保険」、障害・介護まで保障する「&LIFE総合収入保障保険」との主な違いはどの点でしょうか。

清水 近年では、死亡保障に加えて、疾病や障害を理由として、要介護状態や就労不能となり収入が途絶えてしまうリスクへの備えを重視する方

が増えていますと認識しています。そこで、新商品においては、旧商品以上に障害や要介護により働けなくなるリスクを幅広く保障できるようにしました。

具体的には、就労不能障害状態で年金をお支払いするⅢ型を新設するとともに、要介護・障害・就労不能障害状態で年金をお支払いする事由について、わかりやすさ・説明のしやすさを重視して、公的制度との連動を図りました。

竹下 介護状態の例でいえば、公的基準の要介護2でも年金が支払われるようになったのは魅力的ですね。

「約款所定の9疾病」による 就労不能障害状態を幅広く保障

坂島 就労不能障害状態の支払事由は、約款所定の9疾病により障害等級2級に該当した場合としていますが、具体的には、悪性新生物(注1)、心疾患、脳血管疾患に加えて、糖尿病、高血圧性疾患、腎尿路系の疾患、消化器系の疾患、血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害、呼

吸器系の疾患を対象とし、より幅広く保障の対象としました。

竹下 特約や、収入保障保険にプラスする形で就労不能を保障する商品

保険契約の型	死亡・高度障害	障害・介護	就労不能
&LIFE 新収入保障 (Ⅰ型)	収入保障年金 高度障害年金		
&LIFE 新総合収入保障 (Ⅱ型)	収入保障年金 高度障害年金	生活障害年金 生活介護年金	
&LIFE 新総合収入保障 (Ⅲ型)	収入保障年金 高度障害年金	生活障害年金 生活介護年金	特定就労不能障害年金

※本商品の約款名称は、「新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)無配当」です。
※保険契約の型は、保険期間の途中で変更できません。

死亡・高度障害	収入保障年金	高度障害年金
	・死亡されたとき	・約款所定の高度障害状態になられたとき

障害・介護	生活障害年金	生活介護年金
	・国民年金法にもとづき、障害等級1級に認定されたとき ・約款所定の特定障害状態になられたとき	・公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態と認定されたとき ・満65歳未満の被保険者について約款所定の生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

就労不能	特定就労不能障害年金
	・約款所定の疾病により、国民年金法にもとづき、障害等級2級に認定されたとき(精神障害等を除く) ・約款所定の疾病により、約款所定の特定就労不能障害状態になられたとき

※年金のお支払い等に関しては、三井住友海上あいおい生命所定の条件があります。詳しくは「契約の概要」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。
※国民年金法・介護保険法等が改正された場合、支払事由が変更されることがあります。
※収入保障年金・高度障害年金・生活障害年金・生活介護年金・特定就労不能障害年金は、重複して支払われません。

中から精神障害と知的障害は除外しているという理解でよろしいですか。

清水 はい。障害等級2級で障害年金を受け取る方の約6割を精神障害と知的障害が占めています。精神障害については、近年増加ペースが早いということもあり、リスク管理上、支払事由から除外しています。

精神障害等については、1年間のみ年金を支払う、一時金で支払うという保障形態も考えられますが、当社の商品は、支払事由に該当したら保険期間満了まで年金をお支払いするというのがコンセプトになっていますので、選択肢からは外しました。

竹下 就労不能を保障する保険商品の中には、保険金を受け取るために一定期間ごとに就労不能状態を証明する必要のあるものもあります。その点、Ⅲ型の場合は、就労不能障害状態の支払事由に一度でも該当すれば、保険期間中ずっと年金が支払われるというのは、安心感があります。

坂島 当社の商品の場合、要介護状態、障害状態についても、支払事由に該当したら保険期間満了まで年金

対象となる条件がワイドな 新保険料払込免除特約を付加

竹下 保険料払込免除の条件が広いのも特徴の一つですね。

清水 今回、当社医療保険「新医療保険Aプラス」で好評な「新保険料払込免除特約」を付加可能にしました。悪性新生物(注2)と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院されたとき、以後の保険料の払込みが不要になるという特約です。

心疾患については、急性心筋梗塞に加え、心疾患の約3分の1を占める狭心症や、慢性虚血性心疾患、心筋症、心不全、不整脈等による入院も払込免除の対象としています。脳血管疾患については、脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞)に加え、脳動脈瘤、高血圧性脳症等による入院も払込免除の対象にしました。